

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 4 年 1 月 7 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒064-8516 札幌市中央区南 22 条西 13 丁目 1 番 1 号

札幌市教育委員会中央図書館運営企画課総務係（電話 011-512-7330）（FAX 011-512-7110）

メールアドレス chuolib-soumu-keiyaku@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 中央図書館利用サービス課デジタル複合機保守業務
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所 札幌市中央図書館 1 階及び 2 階（札幌市中央区南 22 条西 13 丁目 1 番 1 号）
- (5) 入札方法 月額で行う。入札金額は、業務仕様書に示した想定印刷枚数から不良複写品等を控除した枚数に、1 枚あたりの単価を乗じて得た金額を記載することとする。また、別紙 1 「入札書」の提出の際には、別紙 2 「単価内訳書」を入札者の印で割印のうえ添付し、単価については、銭の単位（1 円未満 2 桁）まで記載してよいこととする。入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を別紙 1 「入札書」に記載すること。これは、別紙 2 「単価内訳書」の記載についても同様とする。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 30～令和 3 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「役務（一般サービス業）」、中分類「機械・家具等保守・修理業、市有施設小規模修繕業」に登録されている者。
- (3) 平成 30～令和 3 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「御小売業」、中分類「一般機械器具卸小売業」に登録されている者。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記 1 に同じ

(2) 入札書の受領期限

令和4年1月26日（水）17時15分（送付による場合は必着とする）

(3) 開札の日時及び場所

令和4年1月27日（木）11時00分

札幌市教育委員会中央図書館3階研修室A（札幌市中央区南22条西13丁目1番1号）

(4) 入札書の提出方法

上記1の契約担当部局へ、送付又は持参により、告示の日から令和4年1月26日（水）17時15分までの間に提出すること。

※入札者を一堂に会して行う入札ではないので注意すること。

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、業務仕様書に示した想定印刷枚数（不良複写品等控除後）に1枚当たりの単価を乗じて得た金額を一年間に換算した額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 落札者の決定方法等

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 詳細は入札説明書による。